

第2章 工事の許可等

2.1 手続の要否の判定

図 2-1 を参照し、申請の要否を確認してください。



図 2-1 盛土規制法に基づく許可の要否判定フロー

2.2 許可を要する工事

法律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

政令

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの（特定工程等）

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 略

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

解説

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、図 2-5 に示すとおりです。

なお、既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、図 2-2 及び図 2-3 に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより生ずることとなる崖の高さにより、許可対象となるか否かを判断します。

また、分離された崖が一体の崖である場合には、図 2-4 に示すとおり、一体の崖としての高さで許可対象となるか否かを判断します。

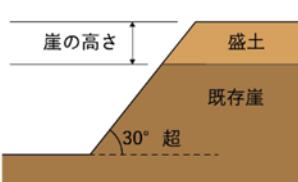


図 2-2 崖の高さ（盛土）

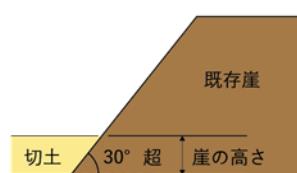


図 2-3 崖の高さ（切土）

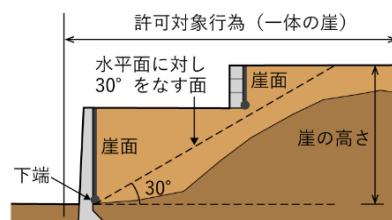


図 2-4 崖の高さ（一体の崖）

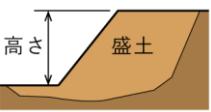
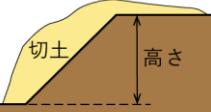
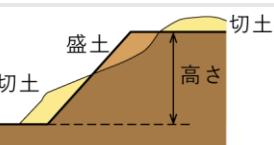
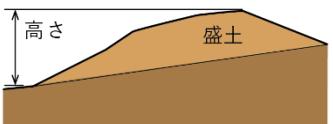
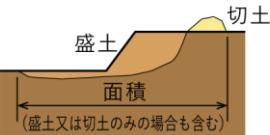
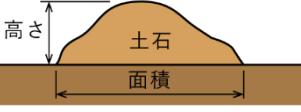
	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	イメージ図
土地の形質変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時にを行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500m²超となるもの（①～④を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²超となるもの（①～④を除く） <small>(盛土又は切土のみの場合も含む)</small>	
一時的な土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超となる土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500m²超となる土石の堆積	
	② 最大時に堆積する面積が500m²超となる土石の堆積	② 最大時に堆積する面積が3,000m²超となる土石の堆積	

図 2-5 許可が必要となる工事の規模

■Point

- ・高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない場合は、災害のおそれがないと認められる工事であるため、許可是不要です。
- ・土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えない場合は、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可是不要です。

2.3 届出を要する工事

法 律

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、図 2-6 に示す届出対象の規模に該当する工事は、工事に伴う災害を防止する視点から、その工事に着手する日の 30 日前までに、届出書及び添付書類を提出する必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係区市町村長に通知されます。

なお、都市計画法に基づく開発許可の申請をした場合は、特定盛土等について届出をしたものとみなすため、別途の届出は不要です。

	特定盛土等 規制区域	イメージ図
土地の形質変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500m²超となるもの（①～④を除く）	
	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m²超となる土石の堆積	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500m²超となる土石の堆積	

図 2-6 届出が必要となる工事の規模

2.4 許可又は届出が不要となる工事

2.4.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事

政 令

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

※特定盛土等規制区域については、令第二十九条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

省 令

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壤の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壤等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社

- ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
- ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

解説

許可又は届出の対象となる規模の工事であっても、以下の工事については災害のおそれがないと認められるため、盛土規制法の規制対象とはなりません。許可又は届出は不要です。

[他の法令等により確認が行われるもの]

以下の法令等に基づく事業をいう。

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壤の保管又は処分

■Point

- ・土地改良事業に準ずる事業の場合には、土地改良事業計画基準等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。

[一定規模以下の工事]

図 2-7 に示すものをいう。

土地の形質変更	高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	
土石の堆積	土石の堆積を行う土地の ・地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が2m超 ・面積が300m ² 以下	
	土石の堆積を行う土地の ・面積が500m ² 超 ・地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm以下	

図 2-7 許可・届出不要の工事

[工事の施行に付隨して行う土石の堆積]

以下に示すとおり、工事に使用する土石の堆積や工事で発生した土石の仮置きをいう。

- 「工事の施行に付隨して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指す。
- 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
- 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。
- 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

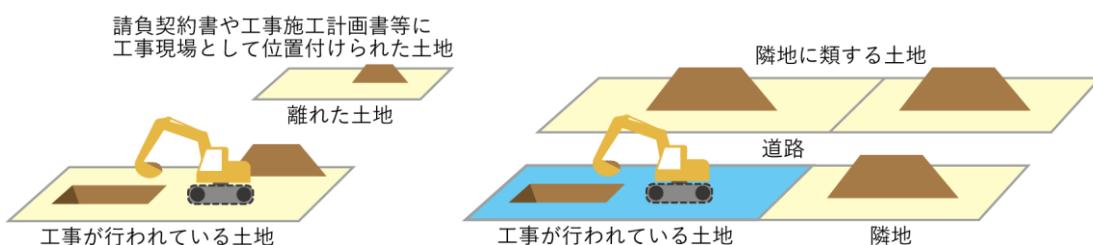


図 2-8 土石を堆積する場所

■Point

- 工事現場やその付近で、当該工事に使用する土石や当該工事で発生した土石を一時的に仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理がされることから、盛土規制法の許可対象外とします。
- 隣地等とは、工事現場の隣地のほか、道路を挟んだ向かいの土地等を指します。

堆積期間

- 原則として本体工事の着工から完了までの期間

行政指導指針

- 工事に付随する土石の堆積であり、許可不要となる条件に合致していることが客観的に確認できるよう、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を現場に掲示をすることが望ましい。

■Point

- 工事現場として位置付けられた土地については、個別に相談することが望ましい。

2.4.2 その他の許可不要の工事

[建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し]

埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高までとし、これを超えるものは盛土として取り扱う。

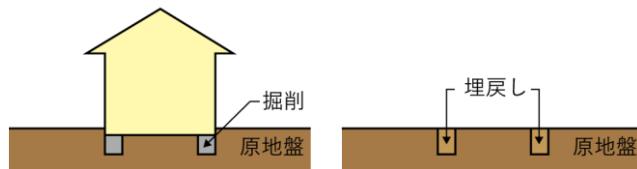


図 2-9 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

■Point

- 建築物の解体に伴う埋戻しにより、許可対象規模を超える新たな崖面が発生する場合、許可が必要となります。

[土地の形質を維持する行為]

次の行為は土地の形質を維持する行為とみなす。

- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（表 2-1 参照）

表 2-1 土地の形質を維持する行為（農政部局が判断する）

区分	主な行為	補足説明等
↓ 盛土規制法の規制対象外 土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為）	耕起、代かき、整地、畝立て 土壌改良材（たい肥等）の投入 ^{※1} 表土の補充 ^{※2・※3} けい畔の新設・補修・除去 農業用暗渠排水の新設・改修 樹園地における樹木の改植 耕作道の維持管理 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生 （抜根、整地等）	<p>※ 1：土砂を含まない土壌改良材は土石の扱いとならない。</p> <p>※ 2：作物生産のために耕起、施肥等が行われる土層である表土が（ア）降雨によって流出した場合や（イ）特定の作物栽培上で表土の厚さが不足する場合に行う補充を想定している。</p> <p style="text-align: center;">表土の補充のイメージ</p> <p>※ 3：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令第 8 条第 10 号口を踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの。</p> <p>※ 4 通常の営農行為に該当するかどうかについては、事業計画地を所管する市町村の農地転用担当部局（農業委員会等）に確認をお願いします。</p>
↓ 盛土規制法の規制対象となりうる行為 土地の形質の変更に該当する行為	ほ場の大区画化・均平・勾配修正 盛土を伴う田畠転換 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 農業用施設用地の整備 農道の整備	<p style="text-align: center;">ほ場の大区画化のイメージ</p> <p style="text-align: center;">盛土を伴う田畠転換のイメージ</p>

■Point

引用：表 2-1 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P70

2.4.3 規制対象とならない土石の堆積

以下の土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外として取り扱うため、許可不要です。

- ・ 試験、検査等のための試料の堆積
- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30°以下のもの
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

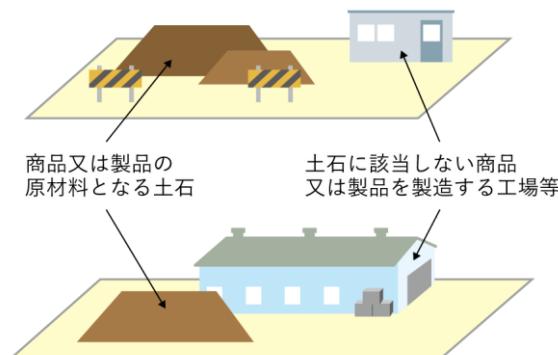


図 2-10 規制対象とならない土石の堆積

■Point

- ・主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、盛土規制法の規制対象となります。

2.5 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）

2.5.1 盛土等を行う土地の面積が 500m²を超える場合

政 令

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 略

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

省 令

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 一～九 略

十 略

イ 略

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

[面積の考え方]

・許可対象規模について

図2-11のように、盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分（A）と30cmを超えない部分（B）がある場合は、30cmを超える部分の面積の合計で許可対象規模又は届出対象規模に該当するかを判断する。

・審査対象について

図2-11で、標高差30cmを超える盛土等の面積（A）が500m²を超える場合であって、30cmを超えない部分（B）と一体性が認められる場合においては、30cmを超えない部分も審査対象とする。

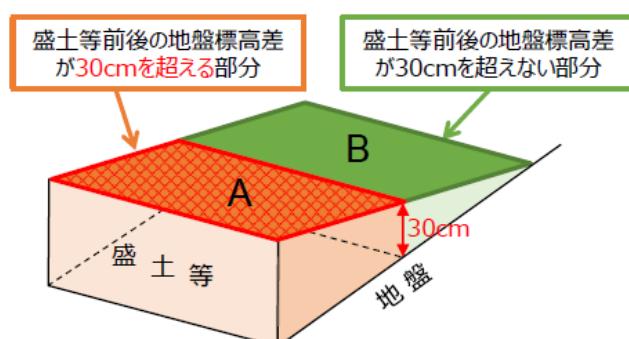


図 2-11 盛土等を行う一部が許可対象となる範囲

■Point

参考：図 2-11 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P66 一部修正

[建築に伴う掘削を同時に行う場合の考え方]

- 図 2-12 に示すとおり、盛土又は切土をする土地の面積に建築物の建築に伴う掘削部分の面積は含まない。

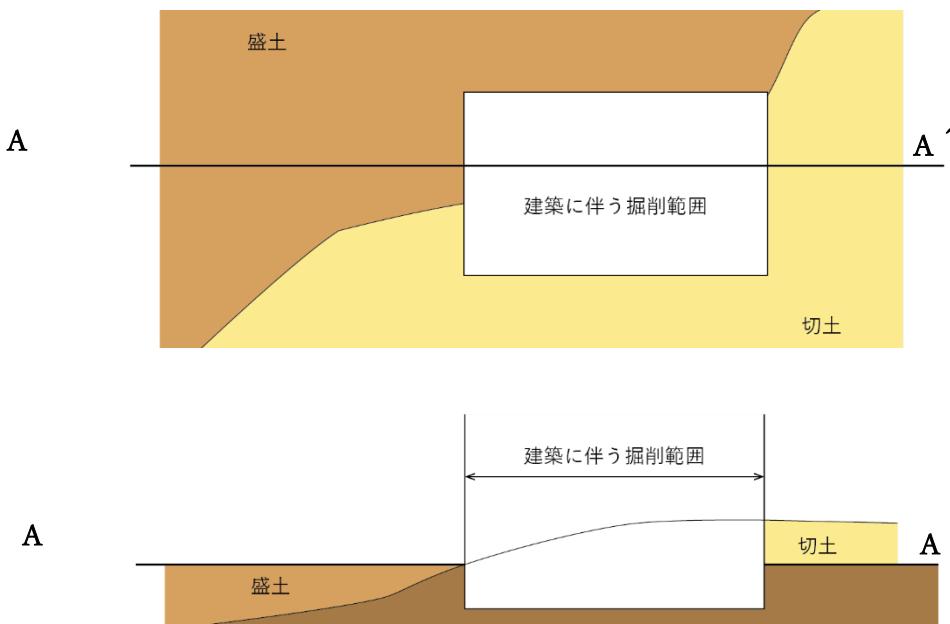


図 2-12 建築に伴う掘削範囲

■Point

- ・土地の形質変更⇒概要編 用語の定義
- ・土石の堆積⇒概要編 用語の定義
- ・許可対象行為の考え方は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域ともに共通です。

2.6 許可対象行為の考え方（土石の堆積）

2.6.1 繰返し行われる堆積行為の一体性

同一ストックヤード内の盛土等の一体性の判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断し、許可対象外規模の土石の堆積を複数に分けて行う場合であっても、一体性とみなされ、全体が許可対象規模を超える場合には、規制対象となる。

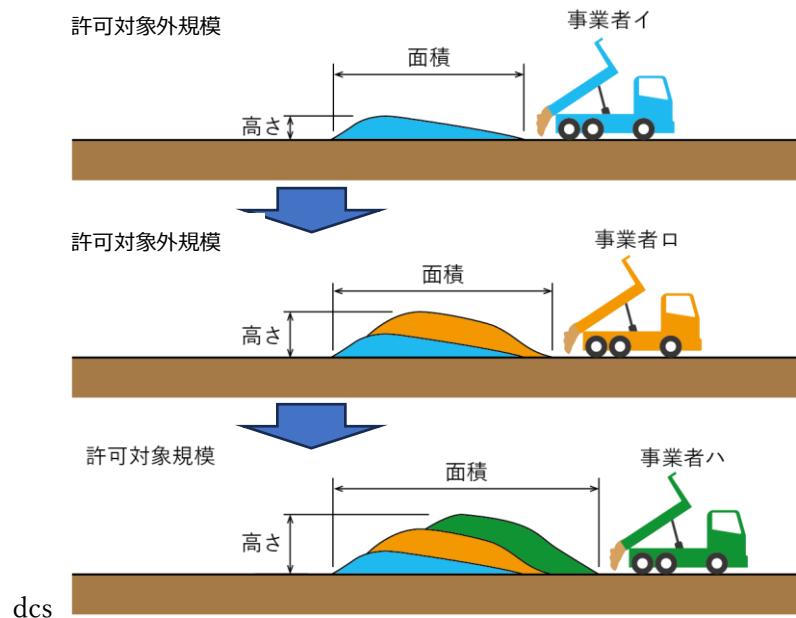


図 2-13 繰返し行われる土石の堆積の一体性

■Point

- ・機能的に一体とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の堆積が行われ、相互に関連している場合を指します。

2.7 国又は都道府県の特例

法 律

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十四条で同様に規定

細 則

(国等の協議)

第七条 国又は都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「国等」という。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第八号）に、省令第七条第一項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

2 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第九号）に、省令第七条第二項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

3 国等は、特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第八号）に、省令第六十三条第一項第一号に掲げる書類（省令第七条第一項第八号及び第九号に掲げる書類を除く。）及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

4 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第九号）に、省令第六十三条第二項第一号に掲げる書類（省令第七条第二項第六号及び第七号に掲げる書類を除く。）及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

解説

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

2.8 みなし許可

法 律

(許可の特例)

第十五条 1 略

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十四条で同様に規定

(変更の許可等)

第十六条 1～4 略

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十五条で同様に規定

解説

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。当初の開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合は、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても同様に、盛土規制法等によるものとみなされます。みなし許可となる工事は、盛土規制法に基づく以下の措置が必要となります。

[みなし許可となった場合に適用される盛土規制法の規定]

- 定期の報告
- 中間検査の受検
- 標識の掲示 など

施行時特例市で開発許可権限を有している伊勢崎市及び太田市並びに開発許可の権限を移譲している桐生市、館林市及び藤岡市に対しては、開発許可によるみなし許可に係る盛土規制法の事務の権限を移譲しています。詳細は各市までご連絡願います。

表 2-2 開発許可によるみなし許可に係る盛土規制法の事務処理市一覧

名称	事務担当課	郵便番号	所在地	電話番号	開発許可
桐生市	建築指導課	376-8501	桐生市織姫町 1-1	(直通) 0277-48-9034	事務処理市
伊勢崎市	建築指導課	372-8501	伊勢崎市今泉町二丁目 410	(直通) 0270-27-2792	施行時特例市
太田市	建築指導課	373-8718	太田市浜町 2-35	(直通) 0276-47-1837	施行時特例市
館林市	都市計画課	374-8501	館林市城町 1-1	0276-72-4111 (内線) 410	事務処理市
藤岡市	都市計画課	375-8601	藤岡市中栗須 327	(直通) 0274-40-2824	事務処理市

■Point

- 標識について、みなし許可となった場合、開発許可に係るものと盛土規制法に基づく許可に係るものとの両方の標識の掲示が必要となります。

2.9 法に適合していることの証明書の交付

省令

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)
第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

細則

（証明書の交付）

第十六条 省令第八十八条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、証明申請書（別記様式第十六号）を知事に提出しなければならない。

解説

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景として、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。建築主事に本適合証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

2.10 関係法令

盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があります。

自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令において、盛土等の行為について許可又は届出を要する場合があります。

表 2-3 に関係する法令を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

表 2-4 は市町村における条例等を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

表 2-3 関係法令

法令	対象区域	所管部署
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	県内全域（土地の区画形質の変更を伴う 5 ha以上の開発事業）	地域創生課
土壤汚染対策法	県内全域（前橋市・高崎市を除く）	環境保全課
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	県内全域（前橋市・高崎市・藤岡市・板倉町・邑楽町を除く）	廃棄物・リサイクル課
自然公園法	国立・国定自然公園内	自然環境課
群馬県自然環境保全条例	群馬県自然環境保全地域・緑地環境保全地域	
群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例	生息地等保全地区	
森林法	地域森林計画対象の民有林	林政課
	保安林等	森林保全課
農地法	市街化区域以外の農地	農業構造政策課
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内	
河川法	河川保全区域、河川立体区域の直上、河川保全立体区域	河川課
採石法	岩石採取場	砂防課
砂利採取法	砂利採取場	
砂防法	砂防指定地内	
地すべり等防止法	地すべり防止区域内	
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	
都市計画法	都市計画区域内	都市計画課
	都市計画区域外	都市計画課 建築課
群馬県立公園条例	県立公園	都市整備課 自然環境課

表 2-4 市町村の条例等

市町村	名称
桐生市	桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
	桐生市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
伊勢崎市	伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
	伊勢崎市景観まちづくり条例

	伊勢崎市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
太田市	太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	太田市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
沼田市	沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	沼田市地域開発事業指導要綱
	沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱
館林市	館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	館林市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
渋川市	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	渋川市宅地開発指導要綱
藤岡市	藤岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	藤岡市宅地開発指導要綱
富岡市	富岡市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	富岡市土地開発事業指導要綱
安中市	安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	安中市地域開発事業指導要綱
みどり市	みどり市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	みどり市土地開発事業指導要綱
榛東村	榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	榛東村土地開発指導要綱
吉岡町	吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	吉岡町土地開発指導要綱
上野村	上野村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
神流町	神流町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
下仁田町	下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
甘楽町	甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	甘楽町土地開発事業指導要綱
中之条町	中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
長野原町	長野原町景観条例
	長野原町開発事業等の適正化に関する条例
嬬恋村	嬬恋村景観条例
	嬬恋村開発事業等の適正化に関する条例
草津町	草津町景観まちづくり土地開発事業等指導要綱
高山村	高山村開発事業等の適正化に関する条例
	高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
東吾妻町	東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例
片品村	片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
川場村	川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	川場村みんなでつくる美しいむら条例
昭和村	昭和村景観条例
	昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則
みなかみ町	みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	みなかみ町景観条例
玉村町	玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

玉村町	玉村町景観条例
板倉町	板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例
	板倉町宅地開発指導要綱
	板倉町風景条例
明和町	明和町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
千代田町	千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	千代田町土地開発事業指導要綱
大泉町	大泉町開発事業指導要綱
邑楽町	邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	邑楽町土地開発事業指導要綱